

FAX 0771-21-2346 までお送りください

(株式会社ECOLUS 宛て)

令和 年 月 日

事業者名			
所在地	〒		
TEL		FAX	
申込担当者			
職長・安全衛生責任者講習			希望者数
5/22 (金) ~ 5/23 (土) 会場：京都府亀岡市 職長・安全衛生責任者講習【2日間】 講習料金：2万円（税込み、テキスト代込み） 《受講要件》 ・満18歳以上			名
5/12 (火) 会場：京都府亀岡市 低圧電気取扱特別教育【1日間】 講習料金：1万円（税込み、テキスト代込み） 《受講要件》 ・満18歳以上			名
5/13 (水) 会場：京都府亀岡市 フルハーネス型墜落制止用器具 特別教育【1日間】 講習料金：1万円（税込み、テキスト代込み） 《受講要件》 ・満18歳以上			名

□ お申込み・お問合せ

株式会社ECOLUS（担当：中野）

〒621-0841 京都府亀岡市西つつじヶ丘五月台1-13-4

Tel : 0771-21-2345

Fax : 0771-21-2346

E-mail : a-nakano@ecolus.co.jp



労働環境安全確保のための技能講習会

労働安全衛生法では、『一定の危険または有害な業務については、免許を受けたまたは技能講習を修了したものでなければその業務につかせてはならない』と定められています。

E C O L U S では、下記の技能講習を実施いたします。

職 長 ・ 安 全 衛 生 責 任 者 講 習 (14時間)

労働安全衛生法第16条に基づき選任された安全衛生責任者に対する安全衛生教育と労働安全衛生法第60条に定められた職長教育を併せた「職長・安全衛生責任者教育」についての指針が定められています。

教育を修了することにより、「職長教育」及び「安全衛生責任者教育」のいずれも修了したことになります。事業者様に代わり当社が教育を行うもので、規定の教育を修了された方に当社規定の修了証を交付します。

低 圧 電 気 取 扱 特 別 教 育 (学科：7時間)

事業者は、低圧（直流にあっては750v以下、交流にあっては600v以下）の充電電路の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務に労働者を就かせるときは、安全又は衛生のための特別な教育をしなければならないことが義務付けられています。事業者様に代わり当社が教育を行うもので、規定の教育を修了された方に当社規定の修了証を交付します。

フルハーネス型墜落制止用器具 特別教育 (6時間)

事業者は、高さが2 m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務に労働者を就かせるときは、安全又は衛生のための特別な教育をしなければならないことが義務付けられています。

この事業者様に代わり当社が教育を行うもので、規定の教育を修了された方に当社規定の修了証を交付します。

※必ず事業所単位でお申し込み下さい。 ※詳細な時間割については、お申し込み後にご案内させていただきます。

※先着順で受付いたしますが、1事業所5名以上お申込みの場合、人数調整をさせていただく場合がございます。ご了承ください。

受講までの流れ

申込み

必要書類および受講料についてのご案内

必要書類の提出
受講料の納入

当日のご案内

受講

【コロナウイルスの対策について】

- ① 10名以下の講習（席を約2メートル離しています）
- ② 定期的なアルコール消毒と、換気を行います。
- ③ 講習当日検温を行い、（37.5°以上の）熱、風邪の症状、倦怠感、息苦しさがある方は参加をお断り致します。